

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	舞鶴学園	施設種別	児童養護施設 (旧体系 ; )
評価機関名	特定非営利活動法人市民生活総合サポートセンター		

平成20年2月15日

総 評	<p>舞鶴学園は、昭和21年に戦災で孤児となった子どもを支援したことから始まり、創始者の志を引き継いで今日まで、多くの後援会会員やボランティア等の支援を受け、60余年の歴史を重ねてきた児童養護施設です。スローガンや養護方針、それに基づいた運営には、子どもの権利擁護が貫かれています。施設が有している生活・支援・ケア・教育・治療などのすべての機能を活用して、子ども自身が健康な心と身体を育む力、自己肯定感を高め、自分を大切に、自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、社会的スキルの獲得等を身につけていくことを支援しています。子どもが自由に意見・意思が表明でき、子どもの自主性が尊重され、家庭的な環境のもとで、子供達は生き活きと生活しています。</p> <p>号を重ねた機関誌“くつろぎ”の“心のつぶやき”欄に、毎号、子どもたちの声を掲載しています。「学園に住む人は、先生であり、友達であり、温かい兄弟・家族であります」と、中1の子どもの“心のつぶやき”に目に止まりました。舞鶴学園は、7年前にケア形態の小規模化(大舎制から小舎制)に取り組み、今日まで、より家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視した支援・ケアの提供に努めてこられました。園長がこれまでに問い・求めてきた課題が「家族の勉強」という事で、その回答が、中1の子どもの“心のつぶやき”に表れています。園長は、子どもを取り巻く環境を、個々の子どもが自分の生活を主体的に創ることができるものにする事、その為に、生活を共有する職員等(大人)と一緒に創り合う仲間となることを強調されています。「暴力やいじめのない生活」「みんなで作る生活」をスローガンにかかげ、養護実践から、家族の在り様や子育ての在り方を模索されています。又、支援は園の子どもたちに留まらず、広く地域の子どものや保育者にも広げられ、「家族」とは何か? 「家族」の果たす役割は? 等々を養護実践を通して、私達や社会に問いかけておられます。</p>
特に良かった点(※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの権利擁護を基本に据えたスローガンや養護方針を明確にし、研修により職員全員に徹底するとともに、権利擁護を推進するための計画と実施を行っています。例えば、子どもの自由な意見を表明する機会として「子どもアンケート」の実施や「子ども意見箱」の設置、「子ども自治会／子ども会」の開催、安心した生活を送るための「権利ノート」の配布、第三者委員の設置による苦情解決の仕組みづくり、支援の質の向上を図ることを目的とした今回の「自己評価」「第三者評価」の積極的な取り組み等です。</li> <li>・ ボランティア歴40年を誇る華頂短期大学「まいづるグループ」を代表に、日常生活で普通に地域で触れ合うことができる人々(18年度ボランティア受け入れ述べ384名)や団体が、学園でボランティア活動をされています。学園は、これらボランティアや地域の様々な資源の積極的活用により、子どもの社会性の向上や施設の活性化を図っています。</li> <li>・ 個別ケアを目標にした小舎制の取り組みにおいて、6件の“家”に異年齢の子ども約10人と住み込み職員を含む2人の“家”担当職員が</li> </ul>

	<p>家族のように一緒に生活しています。それぞれの舎に垣根を敷き、ハード・ソフトともに、普通の“家“の機能を維持することに努めておられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正職である心理担当職員が日々の子どもの生活に家族の一員として関わり、生活の場面で専門的な介入を臨み、エンパワメントされています。</li> <li>・ 韓国の児童養護施設「シオン育児院」と舞鶴学園は、両国の文化や社会への理解を深めることを目的に、12年前より交流を始めています。交流を通して、いじめや暴力のない社会実現の大切さを子どもたちに気づかせています。</li> <li>・ 平成17年度に、発足20周年記念誌を発刊した「舞鶴学園後援会」の存在・発展が、学園の充実・発展と表裏一体となっています。</li> <li>・ 学園に、「中丹子ども家庭支援センター」を付置し、支援が必要な子どもたちや子育てに悩む親からの緊急の相談に、24時間体制で専門の職員が対応しています。また、学園は、虐待を受ける子どもの一時保護や、一時的に養育が困難な保護者に、ショートステイやトワイライトステイを提供しています。地域交流スペースを設け、地域の親子が気軽に交流する場を提供し、家庭の養育力の再生に向け、園が培ってきた英知を役立てています。</li> <li>・ 育成支援においては、職員は一人ひとりの子どもを受容・共感し、丁寧で細やかな対応が求められます。さらに施設の特徴から子どもの人格形成においても、職員は大きく重責を担っています。そのため、職員の精神的負担やプレッシャーは想像以上であると推測します。職員のメンタルサポートに、子ども家庭支援センターや学園の心理担当職員がしっかりと対応しています。</li> </ul>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が社会的役割を果たしていくために、組織として遵守すべき基本的な関係法令について整備し、全職員に周知することが望まれます。</li> <li>・ 人事管理の体制整備の必要性は十分に認識されておられます。プランに基づいた人事管理や客観的な基準に基づいた人事考査の実施を再考されることを期待します。</li> <li>・ 個別の職員に対して、教育・研修計画を策定され、具体的に取り組まれることを望みます。</li> <li>・ 子どもからの意見などをサービス改善に役立てておられますが、対応マニュアルの策定により、より迅速な対応が可能となると考えます。</li> <li>・ 子どもに関する記録は個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。記録の管理について、規定を定められることを望みます。</li> </ul>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

---

## 【共通評価基準】

# 評価結果対比シート

---

受診施設名	舞鶴学園
施設種別	児童擁護施設
評価機関名	NPO法人 市民生活総合サポートセンター
訪問調査日	平成19年11月26日

## I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	① 理念が明文化されている。	A	A
		② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A	A
	I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A	A
		② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	A	A
I-2 計画の策定	I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期計画が策定されている。	非該当	非該当
		② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。 (当面の間、「事業計画」についてのみ評価を行う)	C	A
	I-2-(2) 計画が適切に策定されている。	① 計画の策定が組織的に行われている。 (当面の間、「事業計画」についてのみ評価を行う)	A	A
		② 計画が職員や利用者等に周知されている。	A	A
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B	B
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B	B
	I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	B	A
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	B	A

## 【自由記述欄】

法人は「暴力やいじめのない生活」「みんなでつくる生活」をスローガンに掲げ、あらゆる暴力的行為の否定と、弱者が守られ安心して暮らせる生活を根幹に据えています。また、自分を見つめる力や他者への優しさ、思いやりを育む生活づくりを体験できる生活を目指しています。体罰の禁止は児童福祉施設の根幹を担う問題であり、体罰を否定し、子どもの権利擁護に関わる責任と役割を明確にしています。園長は施設のことを「家」と表現し、子どもの健全な発達・成長のために、子どもの権利擁護を基本として、子どもと職員みんなで「家」づくりに努めています。スローガンに子どもの権利擁護の視点を盛り込み、ホームページや広報誌、パンフレット等に明記し、地域からの理解と支援を得ています。「児童の権利条約」のモデルとなった「ヤヌシュ・コルチャックのモニュメント」が事務所に掲げてあり、施設の果たす使命や目指す方向、考え方を明確に読み取ることができます。19年度事業計画の冒頭に、村瀬喜代子先生のことばに沿った、職員の行動規範となる「養護方針」を明記しています。新任研修で「コルチャック先生」のビデオ鑑賞による人権学習を行ったり、広報誌(くつろぎ)に、人権擁護に関する記事を豊富に掲載する等して、子どもや職員、地域に、子どもの権利擁護について周知と理解を図っています。月一回「運営会議」において、19年度事業計画の検討・見直しを行っています。運営会議のメンバーには、施設長と中間職員以外に、住み込み職員とそのパートナーを勤める職員、児童家庭支援センター職員を入れています。スローガンに掲げた「みんなでつくる生活」を実現するために、現場の生の意見や要望を反映しています。管理者は自らの役割と責任について、広報誌「くつろぎ」や諸会議、講演等において表明しています。全職員とのコミュニケーションには、携帯メールを活用し、いつでもどこでも身近な存在となるように努めています。施設内に生活・保健・給食部会や広報・紹介ビデオ製作等の委員会、子どもの自治組織である「子ども会」、「小・中・高校」会を設置し、また、ホーム連絡会議、職員会議、ケース会議、運営会議、給食会議、家会議、「子ども会」会議などを定期的に開き、子どもに係わる全ての職員と子どもの代表者の合議によって、事業の運営を民主的に行っています。健全な組織運営を図るために、年一回「内部監査」を行い、事業経営の基本課題である経営と業務の効率化や改善に努めています。

## II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A	A
		② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	非該当	非該当
		③ 外部監査が実施されている。	非該当	非該当
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B	B
		② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C	C
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A	A
		② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	A	A
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B	A
		② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	C	C
		③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A	A
	II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。	① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	A	A
② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。		A	A	
II-3 安全管理	II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。	① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A	A
		② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A	A
II-4 地域との交流と連携	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		② 事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 必要な社会資源を明確にしている。	A	A
		② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A	A
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。		A	A	

## 【自由記述欄】

園長は、施設経営を取り巻く外的な動向を把握するとともに、施設が存在する地域の福祉ニーズや共通課題に対応できるよう、全国協議会、全社協、京都府協議会等の役員に就任しておられます。また、京都府虐待ネットワークづくりにも尽力されています。年1回、内部監査を行い、経営状況の分析と課題を発見するとともに、改善に向けた取り組みをしています。子どもへの支援を優先した人材や人員体制を整え、より家庭に近づけるためのさまざまな取り組みを行っています。具体的には、1つの“家”を指導員2人(住み込み職員を含む)が担当し、その上、6つの“家”をトータルに、心理担当職員1人、指導員7人(統括・主任)、調理員4人、総務(園長・事務長を含む)4人がバックアップしています。子どもへの専門的ケアの充実を図るため、心理担当職員が就寝、食事、宿題等の子どもの生活場面に直接関わっています。職員の精神的ケアには、学園に付置した児童家庭センターの心理担当職員が専門的見地から対応しています。退職者に対するアンケート調査に基づき、職員の処遇改善に向けた取り組みを行っています。学園のスローガン・施設の目標である「暴力やいじめのない生活」「みんなで作る生活」を達成するために、その基本姿勢を村瀬嘉代子先生の語録等で職員に示しています。人間的にも優れた専門性の高い人材を確保するために、職員の教育・研修には力を入れています。施設内研修には、新任研修を9回、フォローアップ研修を8回、その他、調理学習(通年月2回)や心理学習(通年月1回)等を実施しています。その他にも、職員の心構えや理念学習、他施設への見学研修、日韓交流のためのハングル語研修、小規模施設の在り方を学ぶための2泊3日の施設見学研修などを実施しています。特に人権意識を高める研修を意識的・系統的に実施しています。又、日々の仕事の場を通じて実践的に行うことが有効であるとの認識で、ベテラン職員を中心としたチームを組んでいます。職員ひとり一人の個別の教育計画の充実が望まれます。実習生を、実習要項に基づき、各“家”から2人の実習担当者を置いて受け入れ、地域の福祉人材の育成の貢献されています。実際に、実習生が学園の職員となり活躍されました。緊急時(事故や感染症発生等)の子ども安全確保には、「生活部会」と「保健部会」が担当し、策定したマニュアルに基づいて管理体制を整備しています。中・高生の学園訪問の受け入れ、府下児童福祉施設高校生との交流、区民運動会、ちびっこソフト大会などの地域が行う行事等に積極的に参加し、子どもたちと地域との交流を広げ、また地域住民や関係機関との交流によって相互理解を深めより地域社会に根ざした施設となるよう努めています。

## Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果		
			自己評価	第三者評価	
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-1 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	A	A	
		② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A	A	
	Ⅲ-1-2 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上に意図した仕組みを整備している。	A	A	
		② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A	A	
	Ⅲ-1-3 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A	
		② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B	A	
		③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C	B	
	Ⅲ-2 サービスの質の確保	Ⅲ-2-1 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。	① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	A	A
			② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A	A
③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。			C	A	
Ⅲ-2-2 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A	A	
		② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	A	
Ⅲ-2-3 サービス実施の記録が適切に行われている。		① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A	A	
		② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	C	C	
		③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A	A	
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		Ⅲ-3-1 サービス提供の開始が適切に行われている。	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。		B	B	
	Ⅲ-3-2 サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A	A	
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定	Ⅲ-4-1 利用者のアセスメントが行われている。	① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	A	A	
		② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A	A	
	Ⅲ-4-2 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	① サービス実施計画を適切に策定している。	A	A	
		② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	A	A	

## 【自由記述欄】

創立55年目の大改革として、平成13年4月から小舎制養護をスタートさせ、子どもの生活文化をみんなで創造できる施設をめざしています。「身近に援助してくれる大人とのキャッチボールのできる人間関係が子どもの成長発展に必要である」と、「子どもの権利条約」のモデルであるヤヌシュ・コルチャックの教えを実践されています。子供のプライバシー保護については、日常生活ケアマニュアル(職員の業務内容と配慮すべき点)に明記し、子どもに個室を提供し空間的なプライバシーを保護しています。他人の部屋を訪問する時のマナーなどの教育も行っています。子どもの満足向上への取り組みには、「子どもの最善の利益」に基づいた姿勢を「生活のしおり」に明記し、「子ども意見箱」の設置、子どもの自治組織である「子ども会」等の活動保障、行事やセレモニー実施後のアンケート調査等を行い、生活のあらゆる場面で、子どもの意向の把握と配慮に努めています。子ども会や生活部会(職員組織)が協働で、季節行事や日韓交流会、白馬登山、ナイトハイクなどのユニークなリクリエーション等を取り組んでいます。「子どもの権利ノート」を基に、法律の専門家による人権学習を実施し、子ども意見箱の設置、機関誌「くつろぎ」の「心のつぶやき」欄への投稿、「第三者委員」の設置、自治組織である子ども会での自由な意見交換等など、子どもが意見や苦情を自由に表現できる仕組みを整備しています。また、寄せられた苦情や意見の回答を、個人・家・全体集会等にフィードバックしています。年1回「内部監査」を実施し、施設環境の詳細把握と改善に努め、報告書にそれらを纏めています。今回実施した自己評価と第三者評価の結果を、現状の振り返りと改善に取り組む良い機会と捉えています。現在、退職者へのアンケート調査を職員の処遇改善に役立てています。

学園は、子どもへの適切な自立支援を行うために、子ども、家庭、学校、地域社会などの状況を総合的にアセスメントし、理解を深めた上で、自立支援計画を策定しています。アセスメント及び計画策定、計画の実施状況の把握・評価・見直しにおいては、児童相談所から提出されるケース情報や援助指針及び施設生活で得られた情報などを有効に活用しています。支援計画の見直しを、担当職員を中心に心理担当を含む関係職員によって、「家」会議、ケース会議で6ヶ月毎に行い、朝礼やホーム連絡会議などで、情報の伝達と共有化を図っています。子どもの生活状況や健康状態などを、「日常生活マニュアル」に基づいて、日誌や養護記録、自立支援表、保健記録などに正確に記録し、情報の共有化を図っています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

---

## 【付加基準】 評価結果対比シート

### 児童養護施設

---

受診施設名	舞鶴学園
施設種別	児童擁護施設
評価機関名	NPO法人 市民生活総合サポートセンター
訪問調査日	平成19年11月26日

## 【付加基準】児童養護施設版 評価結果対比シート

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A-1 利用者の尊重	(1)利用者の尊重	① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる	A	A
		② 施設の行う援助について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるように支援している	B	A
		③ 多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通じて、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している	A	A
		④ 多くの人たちとのふれあいを通して、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している	A	A
		⑤ 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている	A	A
		⑥ 体罰を行わないよう徹底している	A	A
		⑦ 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる	A	A
		⑧ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障されている	A	A

## 【自由記述欄】

理念に「みんなでつくる」を掲げ、子ども達が自ら考え、決定し、行動することを尊重し、職員等と共に行動する中で、社会のルールや生活習慣、生活の知恵などを学んでいけるよう支援しています。子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮し、学園内の自治活動を保障しています。学童が自主的に主体性を持って運営している組織に、子ども会(各家の代表・各会の代表)と各会(小・中・高)があります。クリスマスの献立や日韓交流会の運営、手上げ方式のコンサートやナイトハイクの実施、白馬岳登山茶道などの趣味活動、自然体験を目的とした登山やハイキング等、多種多様な取り組みを行っています。アルバイトの奨励なども含め、子どもの意見表明や自己決定のための情報を十分に提供し、さまざまな経験を積ませる機会を与えています。子どもの自己決定の重要性については、「子どもの権利ノート」を、職員と子どもが共有することで認識を深めています。子どものエンパワメントを高めることに繋がっています。小舎(家)には異年齢の子ども約10名と専任職員との共同生活があり、小さな子を大きな子が面倒を見る姿は日常的に見受けられます。理念に、「暴力やいじめのない生活」を掲げ、各舎の生活環境が、三つの関係(上との関係、同年齢との関係、下との関係)を日常的に経験できるようにし、さまざまな課題に仲間や職員といっしょに楽しく取り組むしくみとなっています。第三者委員の弁護士による「子どもの権利ノート」の学習で、子ども自らの人格の尊重を理解できるよう努めています。処遇方針の説明や施設入所に向けての説明、入所意思を確認する過程において、子どもの知る権利、意見表明権、自己決定権などの諸権利の保障を行なっています。理念に「暴力のない生活」をかかげ、平成元年4月に体罰禁止宣言を行なっています。職員に向けた子どもの暴力は、園に向けた行為であると謙虚に受け止め、決して、暴力で返さないことを全職員に周知徹底しています。意見箱を設置して、子どもから直接、意見や苦情が入るしくみを取り、不適切な関わりの防止と早期発見に極力努めています。小舎(家)の構造が吹き抜けで何処に居ても声や物音が聞こえるようになっています。

imasu.

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A-2 日常生活支援 サービス	(1)援助の基本	① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている	B	A
		② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている	B	A
	(2)食生活	① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている	A	A
		② 子どもの生活時間に合わせた食事の時間が設定されている	A	A
		③ 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行なっている	B	A
	(3)衣生活	① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している	A	A
		② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している	A	A
	(4)住生活	① 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したもになっている	A	A
		② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している	A	A

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
A-2 日常生活支援 サービス	(5)衛生管理・健康管理・安全管理	① 発達段階に応じ、身体 の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している	A	A
		② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している	A	A
	(6)問題行動に対する対応	① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している	A	A
		② 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている	A	A
		③ 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している	A	A
	(7)自主性・自律性を重視した日常生活	① 行事などのプログラムは、子どもが参画しやすいように計画・実施されている	A	A
		② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している	A	A
		③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している	A	A
		④ 子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している	A	A
	(8)学習支援、進路指導等	① 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行なっている	A	A
		② 学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している	A	A
		③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる	A	A
		④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている	B	A
	(9)メンタルヘルス	① 被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行なっている	A	A
	(10)家族とのつながり	① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています	A	A
		② 子どもと家族の関係づくりのために面接、外出、一時帰省などを積極的に行なっている	A	A

## 【自由記述欄】

学園は、子どもの権利擁護を基本として、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、集団生活の安定性を確保した支援とケアを大切にしています。施設を小規模化(小舎制)し、子どもとの信頼関係を築くことに努めています。垣根で囲まれた住宅タイプの木造2階建て“家”が7軒、中庭を囲むように並んでいます。“家”には、幼児から高校生までの異年齢の子ども約10人と職員2人が家族のように暮らしています。尚、来春からは、職員の負担を軽減するために、“家”担当職員を2人から3人とする計画です。園長は、逆に子ども等が不自由になるのではないかと懸念されていて、“家”づくりの難しさを語っておられました。小・中・高の各「生徒会」と、生徒会の代表者で構成する「子ども会」等を組織し、子どもが自らの暮らしを良くするために、主体性を持って活動することを支援しています。この子どもの自治組織は、生活上の取り決めや仲間の要望を、職員と「子ども実行委員」とが協働で取り組む行事やレクリエーション等の企画・運営に反映させています。このように、学園は、子どもたち自らが、生活のルールを決め、責任感を持ち、達成感を味わうことができ、社会性や協調性、思いやりを育む支援とケアを行っています。子どもの栄養管理については、「給食委員会」が中心となって、職員対象の調理研修、子どもの嗜好調査の実施、子どもの調理コンテスト開催、舎での食事づくり等と、また、職員を交え全員揃って食事を楽しむことを習慣づけ、家庭的な雰囲気づくりに努めています。年2回の外食を行い、楽しみと食事マナー習得の機会としています。被服の管理については、子ども自身に、ショッピングの楽しみ、季節感、清潔感、おしゃれ感を身につけています。住環境は、舎を生活・支援・ケア・教育・治療などすべての機能がある普通の“家”環境に設えています。子どもらは、「生活部会」の支援のもとで、一人でくつろげる個室と、ルームメイトと食事やおしゃべりを楽しむ場としてリビングを安心して活用しています。健康の維持・管理においては、「保健部会」が適切な健康指導や健康管理を行っています。ひとり一人の健康状態や発育・発達状態を「保健記録」に記載し、把握に努めるとともに、子どもが自己管理できるように、月1回の全員集会で啓発しています。子どもの不適応行動などへの対応には、体罰や言葉の暴力、あるいは子どもの間で差別やいじめがあってはならないとして、「体罰禁止宣言」を掲げ、職員間での注意喚起を促すとともに、日韓交流事業や「子どもの権利ノート」学習等を通して、子どもと職員共に、人権意識を育む努力をされています。

保護者と子どもとの信頼関係を築くために、「子どもの最善の利益」を基本として、保護者の支援も視野に入れて対応しています。